富士市立富士南中学校

いじめ防止基本方針

富士南中学校いじめ対策委員会

令和８年10月改訂

第１　いじめの防止等の基本的な考え方

１　いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団から無視をされる
・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと､危険なことをされたり､させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ必要がある。また、けんかやふざけ合いに見えるような場合でも、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるか否かを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒のみでなく、周りの状況等をしっかりと確認することが必要となる。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することにより複数の目で確認していく。

２　いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険を生じさせる可能性が十分にある。

加えて、加害・被害という関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒や、「傍観者」として暗黙の了解を与えることになる生徒の存在等にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが大切である。

３　基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に目を向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を創り上げていくことが求められる。学校はもとより、社会全体で健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていきたい。「地域の生徒は地域で育てる」という考えのもと、学校、家庭、地域で連携していじめの未然防止に取り組むことが大切だと考える。

（１）　いじめの未然防止　－健やかでたくましい心を育む－

乳幼児から青年へと成長する中で、子どもは家庭や様々な集団に所属し、多くの人と関わり合うことを通して、自分だけでなく他者への理解も深め、よりよい人間関係を創り上げるためのスキルを身に付けていく。この過程において、社会全体で子ども一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながっていく。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域それぞれが連携して、生徒自身の自立を目指すことが大切である。発達段階に合わせて生徒を理解し、それぞれの思いを生徒の立場に立って受け止め、その生徒のよさや可能性を認める姿勢を持ち、生徒との信頼関係を創り上げていくことが、生徒が自分を大切に思う気持ちを高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ねることによって優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していくと考える。

学校では、生徒と教職員との信頼関係づくりに努め、生徒が、自分と他者との考え方の違いを認め合える関係づくりを進めることで、誰もが安心して自分を表現できる集団づくりを推進する。学級活動や道徳の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定し、自分たちの問題を自分たちで解決していくような質の高い集団づくりを目指す。

（２）　いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校、家庭、地域が連携し、生徒の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

ア　早期発見　－いじめはどの生徒にも起こりうる－

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ている。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、

生徒のわずかな変化を手掛かりにいじめを見つけていくことが大切である。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。また、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施などにより、日頃から生徒一人一人の心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。

イ　早期対応 －いじめを受けた生徒の立場に立って組織的に－

いじめが発見された場合には、状況を十分に把握した上で、いじめを受けた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、具体的な取組を確認して、組織的な対応をしていく。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談はもとより、事案に応じ、関係機関と連携していく。

（３） いじめの認知

いじめの認知については、報告件数の多いことが学校や学年、学級に問題があるという捉え方ではなく、見落とすことなく認知することこそが最重要項目であると捉える。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、初期の段階で認知し、早急に対応するという姿勢を持つ。

（４） 関係機関等との連携 －専門家とつながる－

いじめの問題に、学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携をしていく。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている生徒に対して指導しているにも関わらず効果が上がらない場合などには、子ども家庭課、青少年相談センター、特別支援教育センター、児童相談所、警察、医療機関など関係機関との適切な連携を図っていく。

第２　いじめの防止等のための対策

１　学校が取り組むこと

学校は、保護者、地域住民、関係機関等との協力体制を確立し、学校の設置者とも適切な連携の上、実情に応じた対策を推進する。

（１） 基本方針の策定

学校は、県や富士市の「いじめ防止基本方針」および「富士市いじめ問題対応ガイドライン」を参考にして、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容等を確認できるようにする。

（２） 組織の設置

学校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめ防止等のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」）を置き、いじめ問題対策委員会を開催する。毎月1回の開催を原則とするが、緊急時には臨時の委員会を開く。

構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から実情に応じて決定する。また、必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（以下ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー

（以下ＳＳＷ）、学校運営協議会委員、ＰＴＡ代表等を加えることもある。

「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、速やかに組織的対応体制をとる。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または個人で判断せずに、直ちに全て「学校いじめ対策組織」に報告・相談する。集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が認知した情報を加え共有化を図る。

この委員会は、保護者からのいじめ相談・通報の窓口となる。

（３） いじめの防止等のための対策

ア　いじめの未然防止

①　道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係をつくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。（i-check、小さな道徳等の実施）

また、近年はインターネット上でのいじめも増えていることから、情報モラルの教育（スマホ・ケータイ安全教室等の実施）を推進するとともに、生徒総会において決定された「携帯・スマートフォン・ゲーム機の南中ルール」を絶えず確認し、繰り返し指導するとともに保護者へも積極的に啓発し、連携・協力体制を強化することで未然防止に努める。

②　子どもの自主的活動の場の設定

学級活動(学級会やクラス会議)や生徒会活動(縦割り活動)など、生徒が自主的に仲間との協力や関り方ついて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行う。

③　保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子にできる限り目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。「学校いじめ対策組織」を設置し、保護者のいじめ相談・また、ＳＣ、外部機関等を講師とした、子育て講演会等を実施し、生徒との接し方を考える機会とする。

④　配慮を要する生徒への支援

学校として、特に配慮が必要な生徒については、職員会議等において個々の生徒の特性を踏まえた、適切な支援及び指導の仕方を共通認識し、組織的に行う。

⑤　教職員の情報共有および資質向上

職員会議等において、いじめや、いじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。また、状況に応じてＳＣ、ＳＳＷ、その他専門家による研修を実施し、教職員の資質向上を図る。（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等、明確な情報共有をする。）

⑥　教育課題の明確化

学期末に学校評価アンケートを生徒と保護者に実施するとともに、学校運営協議会や学校見守り隊との諸会合を通して本校の教育課題を明確にし、常に改善を進めることにより、いじめが起きにくい環境づくりに努める。

⑦　チェックリストの活用

教職員のいじめに対する認識にずれが生じないよう、「いじめ対応チェックリスト」等を活用し、共通認識を図り、行動連携を推進する。

イ　いじめの早期発見・早期対応

①　いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見、または生徒や保護者から相談を受けた場合は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことがないようにし、速やかに学年主任および生徒指導主事、学校いじめ対策組織に報告する。また、インターネット上でのいじめ等、目につきにくいところで起きるいじめも増えていることから、生徒たちの日頃の言動や何気ない日常の会話等にも十分注意を払う。

②　生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで、毎月初めにメンタルヘルスチェックを行い、生徒の心身の様子の把握に努める。

また、いじめに関するアンケート（６、11月）や教育相談（６、11月）を行い、実施結果を複数の目で確認し、状況を把握する。アンケート調査や相談の結果は、いじめ対策組織に報告する。

③　相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるＳＣやＳＳＷ等の協力を得る等、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることを第一に考え、十分配慮する。

④　いじめに対する措置

いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けているのではないかと疑われたりするときは、教職員は速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には教育委員会に報告する。

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織的に対応し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるＳＣ、ＳＳＷ等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、組織的な見守りと指導を継続して行っていく。

いじめの行為が、犯罪行為として取り扱われるべきレベルであると認めるときは、

警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

ウ　ＰＴＡや関係機関等との連携

日頃からＰＴＡや関係機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し早期に対応する。また、学校のいじめ対策組織には、必要に応じて外部専門家の参加について協力を求める。

２　重大事態への対処

（１）　重大事態の発生と調査

ア　重大事態の意味について

いじめによる重大事態とは、以下のことをいう。

> 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
> 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている子どもの状況に着目して学校又は教育委員会が判断する。

また、子どもまたは保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査に当たる。

不登校の重大事態について

> 不登校重大事態とは、欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間、連続して欠席しているときである。

ある程度欠席が続いた場合、児童生徒からのSOSである可能性もあるため、保護者への電話連絡や家庭訪問を行い、欠席の理由を調査する。長欠傾向にある生徒は、毎月の月例報告、毎週の生活部会にあげ、学年主任・生徒指導部・生徒指導主事・管理職と情報の共有が行えるようにする。

イ　重大事態の報告

重大事態が発生した場合、ただちに教育委員会に報告、相談する。

ウ　調査の趣旨及び調査主体・組織について

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。教育委員会がその事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。

①　学校が主体となって行う場合

学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＣ、ＳＳＷ、学校評議員、ＰＴＡ代表等の学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成とし、調査を行う。その際、教育委員会は、学校に対して必要な指導や支援を行う。

②　教育委員会が主体となって行う場合

原則として、条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。

エ　事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものである。

学校と教育委員会は、「富士市いじめ問題対策推進委員会」に対して積極的に資料提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

（２）　調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会または学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しつつ、適切な方法で説明する。

第３　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定
（最終決定　平成29年３月14日）

いじめ対応マニュアル

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 方針の決定

5 対応

6 経過観察・解消

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

- 他の生徒からいじめの情報を聞いた
- いじめらしき現場を発見した
- 生徒の言動から気になった
- 生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
- 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- アンケートの回答で確認した

※ それぞれの対応における留意点については基本方針を参照

抱え込まない

個人で判断しない

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導 ⇔ **教頭** ⇔ **校長**

招集

指揮

いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- 目的
- 優先順位
- 担当者
- 期日等

⇔ **適宜連絡** **保護者**

※複数対応

事案の状況により、構成員を再編成

- 校長
- 教頭
- 生徒指導
- 各学年主任
- 養護教諭

＋

- 該当クラスの担任
- 教科、部活動等関係する教職員

職員会議 ⇔ **情報共有**

即日中に対応する

事実関係の把握・調査

連絡・相談 ⇔ **教育委員会**

指導・助言

SC, SSW 指導主事派遣

指導方針の決定、指導体制の確立

いじめ解消に向けての指導・支援

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害児童生徒が、いじめの解消を自覚し、関係児童生徒との関係が良好となっている。

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

関係機関

- こども家庭課
- 児童相談所
- 富士警察署
- 医療機関

等

富士南中学校　いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		生徒	教職員	保護者等
４月	校内研修（富士南中学校のいじめ基本方針・生徒指導の方針の確認）		○	
	入学式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		○
	始業式、もしくは学年学活（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		
	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート）	○		
	大型連休前の放送・便り（困った際の相談窓口を紹介）	○		
５月	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
	生徒指導研究協議会の研修報告（R8 は「静岡県版 SEL の説明」）		○	
６月	教育相談アンケートの実施	○		
	いじめ対策委員会	○		
	教育相談Ⅰ	○		
	学校運営協議会（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		○
７月	３年生３者面談	○		○
	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
	スクールカウンセラーの講義（研修会）	○	○	
	夏休み前の生徒への放送・便り（困った際の相談窓口を紹介）	○		○
９月	夏季研修会の伝達講習（職員会議にて）		○	
	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
	夏休み明けの生徒への放送・便り（困った際の相談窓口を紹介）	○		○
１０月	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
	３者面談	○		○
	生徒指導等推進事業　地域連携研修報告（いじめ対応について）		○	
１１月	教育相談アンケートの実施	○		
	いじめ対策委員会	○		
	教育相談	○		
１２月	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
	冬休み前の生徒への放送・便り（困った際の相談窓口を紹介）	○		○
１月	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
２月	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
	校内研修（学校評価アンケートを基にした取り組みの確認、年間の総括）	○	○	
３月	メンタルセルフチェックの実施（いじめアンケート含む）	○		
	いじめ対策委員会	○		
	学年末休業前の生徒への放送・便り（困った際の相談窓口を紹介）	○		○

富士市内の主な相談窓口

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）

ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html

・ほっとデジタル相談・ふじ

ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク

・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）

電話：0545-55-2764

受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

・青少年相談センター

電話：0545-52-4152

受付時間：月曜日～金曜日　9：00～16：00（来所相談は要予約）

・富士市教育委員会学校教育課

電話：0545-55-2869

受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

静岡県および全国の主な相談窓口

・24 時間子供ＳＯＳダイヤル

電話：0120-0-78310

受付時間：24 時間・365 日

・教育相談ハロー電話「ともしび」

電話：055-931-8686

受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00

・ＬＩＮＥじんけん相談

受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15



・静岡県警少年サポートセンター

電話：080-1605-0774

受付時間：平日　8：30～17：15